

## 平成14年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告

独立行政法人通則法第60条第2項の規定に基づき、平成14年1月1日現在における同法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の常勤職員数について、以下のとおり報告します。

(単位：人)

特定独立行政法人の名称	常勤職員数	備 考
国立公文書館	41	うち育児休業者1
通信総合研究所	430	うち休職者6、専従職員1
消防研究所	44	うち育児休業者1
酒類総合研究所	50	
国立特殊教育総合研究所	80	
大学入試センター	103	
国立オリンピック記念青少年総合センター	63	うち休職者1
国立女性教育会館	28	
国立国語研究所	63	
国立科学博物館	146	
物質・材料研究機構	548	うち休職者2
防災科学技術研究所	112	
航空宇宙技術研究所	410	うち休職者2
放射線医学総合研究所	364	うち休職者1
国立美術館	113	
国立博物館	209	うち育児休業者1
文化財研究所	126	
国立健康・栄養研究所	40	
産業安全研究所	49	
産業医学総合研究所	76	うち派遣職員1
農林水産消費技術センター	453	うち育児休業者1
種苗管理センター	330	
家畜改良センター	932	うち休職者2、専従職員1、派遣職員5、育児休業者1
肥飼料検査所	137	うち休職者1
農薬検査所	65	
農業者大学校	43	
林木育種センター	146	うち派遣職員2、育児休業者1
さけ・ます資源管理センター	144	

特定独立行政法人の名称	常勤職員数	備 考
水産大学校	196	
農業技術研究機構	2,800	うち休職者2、専従職員1、派遣職員9、育児休業者6
農業生物資源研究所	426	うち育児休業者2
農業環境技術研究所	192	うち育児休業者1
農業工学研究所	131	うち派遣職員3
食品総合研究所	131	うち育児休業者1
国際農林水産業研究センター	162	うち派遣職員8
森林総合研究所	689	うち専従職員1、派遣職員5、育児休業者3
水産総合研究センター	775	うち派遣職員3、育児休業者1
工業所有権総合情報館	53	うち育児休業者1
産業技術総合研究所	3,195	うち休職者3、派遣職員5、育児休業者4
製品評価技術基盤機構	407	うち休職者2、育児休業者4
土木研究所	210	うち育児休業者2
建築研究所	96	
交通安全環境研究所	99	
海上技術安全研究所	227	うち育児休業者1
港湾空港技術研究所	113	
電子航法研究所	64	うち育児休業者1
北海道開発土木研究所	178	うち休職者1
海技大学校	84	うち派遣職員1
航海訓練所	464	うち派遣職員5
海員学校	148	
航空大学校	123	
国立環境研究所	256	うち休職者1
合 計	16,564	うち休職者24、専従職員4、派遣職員47、育児休業者33

(注) この報告における常勤職員とは、常時勤務に服することを要する職員をいい、備考欄に掲げる休職者(国家公務員法第79条の規定による休職の処分を受けた者をいう。)、停職者(国家公務員法第82条の規定による停職の処分を受けた者をいう。)、専従職員(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第7条第5項の規定により休職者とされた者をいう。)、派遣職員(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第2条第1項の規定により派遣された者をいう。)及び育児休業者(国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定により育児休業をしている者をいう。)を含む(独立行政法人通則法第60条第1項、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第4条)。